

本所会館使用規則

本所1丁目町内会

第1条 この規則は、町内会館の使用に関し、必要なる事項を定めることを目的とする。

第2条 会館の使用に当たっては、本所会館運営規約第3条（目的）の趣旨に基づき、原則として地域住民の会議・集会・サークル活動・高齢者の活動・児童・生徒の校外活動その他公共利益目的の為に利用するものとする。

第3条 会館を使用する者は、事前に別紙様式（内容）により町内会（会館長又は区長）の承認を受けなければならない。

第4条 次の各号に該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。この場合、使用者において損害を請求することがあっても、町内会は、その責を負わない。

- (1) 使用規則に違反したとき
- (2) 使用目的に違反したとき
- (3) 町内会において、とくに必要と認めるとき

第5条 使用者は、会館の使用、善良な維持管理を自覚し、建物及び備品を毀損又は滅失した時は、何人の所為たるを問わず、町内会が定める損害額を賠償しなければならない。

第6条 会館の使用料は、規約第5条（本所1丁目居住者）に該当する者からは、徴収しない。

ただし、特別な電気設備を使用した時は、相当額の徴収が出来るものとする。

第7条 前条以外の者が、使用する場合は、別表に基づく使用料を納入するものとする。

第8条 会館の使用者は、その使用に当たって、防犯・防火のための注意を怠ってはならず 清掃、火の元、戸締り、消灯には、責任を持って十分留意するものとする。

2 会館使用后、排出された廃棄物は、使用者が持ち帰るものとする。

第9条 会館の使用は、原則として午前9時から午後10時までとする。

附 則

この規則は、平成11年10月1日より施行する。

平成22年4月4日一部改正

平成26年4月1日一部改正

別 表（規則第7条の規定による。）

別途負担金 特別電気器具使用の場合 : 1時間1台100円

使用時間帯 使用場所	午前9時～12時	12時～午後6時	午後6時～10時
	1階 ホール	2,000	4,000
2階・1室	1,000	1,000	1,000
2階・2室	1,500	2,000	2,000
2階・3室	2,000	3,000	3,000